新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置（検疫所が確保する宿泊施設での待機期間の変更：３日間→０日間）
2021 年 12 月 3 日

・１２月４日午前０時以降、サンパウロ州を除くブラジルから日本への渡航者に対する３日間の施設待機は解除されます（入国後１４日目までの自宅等での待機は継続）。

１　日本政府は、これまでブラジル全土を「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」に指定していましたが、１２月３日、サンパウロ州を「オミクロン株に対する指定国・地域」に指定し、その他の地域については指定を解除しました。

２　これにより、１２月４日午前０時（日本時間）以降、サンパウロ州を除くブラジルから日本への渡航者に対する３日間の施設待機は解除されます（入国後１４日目までの自宅等での待機は継続。ただし、過去１４日以内に施設待機の対象国・地域に滞在していない場合に限ります。また、サンパウロ州からの渡航者については、引き続き３日間の施設待機が必要です）。

３　なお、サンパウロを経由して日本に渡航する場合でも、経由地で空港内にとどまっていれば、検疫所が確保する施設での待機対象とはなりません。

４　検疫所が確保する施設での待機対象国・地域やその他の水際対策措置は、今後も感染状況を踏まえ変更されますので、最新の情報を確認するようにしてください。
・検疫所が確保する施設での待機について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html
・その他水際対策に係る措置について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（問い合わせ先）
在クリチバ日本国総領事館
－電話：41-3322-4919
－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所
－電話：51-3334-1299
－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp